

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人エッジの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、定款第19条により、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。旅費等は実費を支給することができる。

### (役員報酬)

会長の理事報酬を月額10万円、年額120万円を限度として支給する。

### (補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

### (附則)

この規定は、平成30年4月1日から効力を発する。

## 特定非営利法人 エッジ 職員給与規定

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 職員就業規則(以下 就業規則という)第41条の規定により、特定非営利活動法人エッジ(以下法人という)職員の給料については本規定の定めるところによる。

#### (均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として差別的な取り扱いをしない。

#### (男女均等待遇)

第3条 職員の男女の性別を理由として給与について差別的取扱いをしない。

#### (給与の種類)

第4条 職員の給与の種類は次に掲げるものとする。

1. 基本給
2. 通勤手当
3. 資格手当
4. 超過勤務手当
5. 休日勤務手当
6. 深夜手当
7. 事務局長特別手当

#### (給与締切日及び支払日)

第5条 給与は月の1日から起算し末日に締切り計算する。

- 2 当月分の給与は翌月25日に支払う。支給日が金融機関の休日にあたる場合は前日に繰上げて支払う。

#### (非常時支払)

第6条 前条第1項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合には、職員又は遺族の請求により給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

1. 職員が死亡、解雇、又は退職した場合。
2. 前各号の他、やむをえない事情があると理事長が認めた場合。

#### (給与の計算方法)

第7条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その時間に対する給与は支給しない。ただし、本規定等で別に定める場合は、その規定による。

- 2 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該給与締切り期間の末日において合計し1/4時間で計算する。
- 3 昇給した職員の給与は、発令の日から日割り計算による。
- 4 給与の総額に1円未満の端数を生じた場合は、円未満の単位を四捨五入して円単位とする。
- 5 中途採用された職員及び中途退職者の給与は、日割り計算による。

#### (給与の支払方法)

第8条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、法令に定めがあるもの、職員の過半数を代表するものと書面により協定したものは、これを控除して支給する。なお、職員の同意を得た場合には、

当該職員の指定する銀行等の本人名義の預金口座等への振込により支給することができる。

(給与からの控除)

第9条 給与からの控除金は次のとおりとし、毎月給与支払いのときこれを控除するものとする。

1. 源泉所得税
2. 住民税
3. 健康保険料・介護保険料
4. 厚生年金保険料
5. 雇用保険料
6. 従業員代表との協定又は本人との協定によるもの、

## 第2章 本俸

(給与の形態・本俸月給)

第10条 職員の給与は月給制とする。

- 2 職員の本俸月給は、別表1で定める額とする。ただし、特別の事情により本表によりがたい場合は、その都度理事長が定める。

(初任給)

第11条 職員の本俸初任給は、原則として基本給の1級を適用する。ただし、前職のある者は能力、技能及び経験を勘案して理事長が定める。

(昇給)

第12条 昇給は、現に受けている号を受けるに至ったときから6ヶ月以上勤務した者に、基本給表の同一等級のその1級以上上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 昇給は、定期昇給及び臨時昇給とし、勤務成績、技能、功績その他の事項を考課して行う。
- 3 昇給は、原則として毎年1回とし、4月に行う。
- 4 前項の定期昇給の外に臨時あるいは特別に昇給することができる。
- 5 法人業績の消長により定期昇給を行わないことがある。

(降給)

第13条 降給は、法人の業績が著しく悪化する等、業務上やむをえない場合に行うことができる。

- 2 降給は、個人の勤務成績・能力が著しく悪化し、その任に耐えられなくなった場合、又は懲戒処分を受けた者等につき、その度合いを勘案して行うことができる。

## 第3章 手当

(手当の額)

第14条 職員に対し第4条第2号から第6号に定める手当を、別表に定めるとおり支給する。

## 第4章 改定

(改定)

第15条 この規定は、職員の代表者の意見を聞いたうえ、法人理事会の決議により改定することができる。

附則

- 1 この規定は、平成27年1月1日より効力を発する。
- 2 令和元年10月1日改定

別表1

1. 基本給

常勤職員

級	本給 (円)
1	150,000
2	160,000
3	170,000
4	180,000
5	190,000
6	200,000

パートタイマー職員

職務内容	時給 (円)
一般事務	1,050
学習支援員	1,300
特別職	2,000

2. 通勤手当

額または率	支給条件
公共交通機関利用の場合 通勤交通費実費額が 50,000 円未満の場合 1ヶ月の通勤定期代金実費を支給 自転車利用の場合 通勤距離が 2km 以上 月額 2,200 円 通勤距離が 5km 以上 月額 4,400 円	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員は原則として公共交通機関を利用して通勤することとする。</li><li>・公共交通機関を利用できないとき、事前申請のうえ自転車による通勤を認めることがある。</li><li>・通勤距離が 2 km 未満の場合、通勤手当は支給しない。</li><li>・自動車による通勤は認めない。</li></ul>

3. 超過勤務

額または率	支給条件
1時間当たり 平均時間給×1.25 (25%割増)	平均時間給とは 本給÷1ヶ月所定労働時間

1ヶ月所定労働時間=160時間(40時間×48週÷12ヶ月)

#### 4. 休日出勤手当

額または率	支給条件
1時間あたり 平均時間給×1.35(35%割増)	休日出勤とは 土曜日、日曜日、祝祭日の勤務

#### 5. 深夜手当

額または率	支給条件
1時間あたり 平均時間給×1.3(30%割増)	深夜労働時間とは 午後10時から午前5時までの休憩時間を除く 全ての時間

#### 6. 中途入退職者

(基本給+固定制諸手当) × 勤務日数 (有給休暇を含む) / 22日 + (超過勤務+休日出勤)

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人エッジ	事業年度	令和3年1月1日～令和3年12月31日
-----	--------------	------	---------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費・入会金	147,000 円
受取寄付金	2,453,950 円
受取助成金	7,780,942 円
調査研究・政策提言の事業	8,239,077 円
アセスメントに関わる事業	1,786,500 円
サポートのスキル・開発及び場の提供の事業	1,049,320 円
普及啓発に関する事業	2,735,958 円
人材育成事業	3,627,340 円
受取利息・配当金	175 円
広告料	991,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
日本政策金融公庫 (長期借入金)	9,028,000 円
城南信用金庫 (長期借入金)	5,500,000 円
城南信用金庫 (短期借入金)	8,000,000 円
	円
	円
合 計	22,528,000 円

## (3) その他

なし







3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	





認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人エッジ	チェック欄
-----	--------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
④	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	9人	0人	0%	0人	0%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑧	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑨	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑩	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表附表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人エッジ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
藤堂 栄子		理事		○							H13.10.19 就任
柴田 章弘		理事		○							H23.3.1 就任
大庭 亜紀		理事		○							H23.3.1 就任 R3.2.23 退任
池本 修悟		理事		○							H28.3.1 就任
茅野 志帆		理事		○							H29.9.17 就任
河野 俊寛		理事		○							H31.2.24 就任
辻 佑子		理事		○							H31.2.24 就任
西島 信竹		理事		○							H31.2.24 就任
上野 峰広		監事		○							H29.9.17 就任
春日 秀文		監事		○							H29.9.17 就任

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

# 監査報告書

令和4年2月16日

特定非営利活動法人エッジ

代表理事 藤堂栄子殿

公認会計士

## (財務諸表監査)

私は、特定非営利活動法人エッジの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第21期の貸借対照表及び活動計算書について監査を行なった。

## (監査意見)

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## (監査人の責任)

私の責任は、財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

## (利害関係)

特定非営利活動法人エッジと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人エッジ	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。



認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人エッジ	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		✓				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則 (社内規則) 等がある場合には、その細則 (社内規則) 等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(する)</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同意		(する)	しない
同意						
(する)	しない					
イ	<p>① 事業報告書等 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等 (定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者 (役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人エッジ
-----	--------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人エッジ	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p>		✓
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</p> <p>(注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること</p> <p>(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要</p>	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ